

5

部門別都市づくりの方針

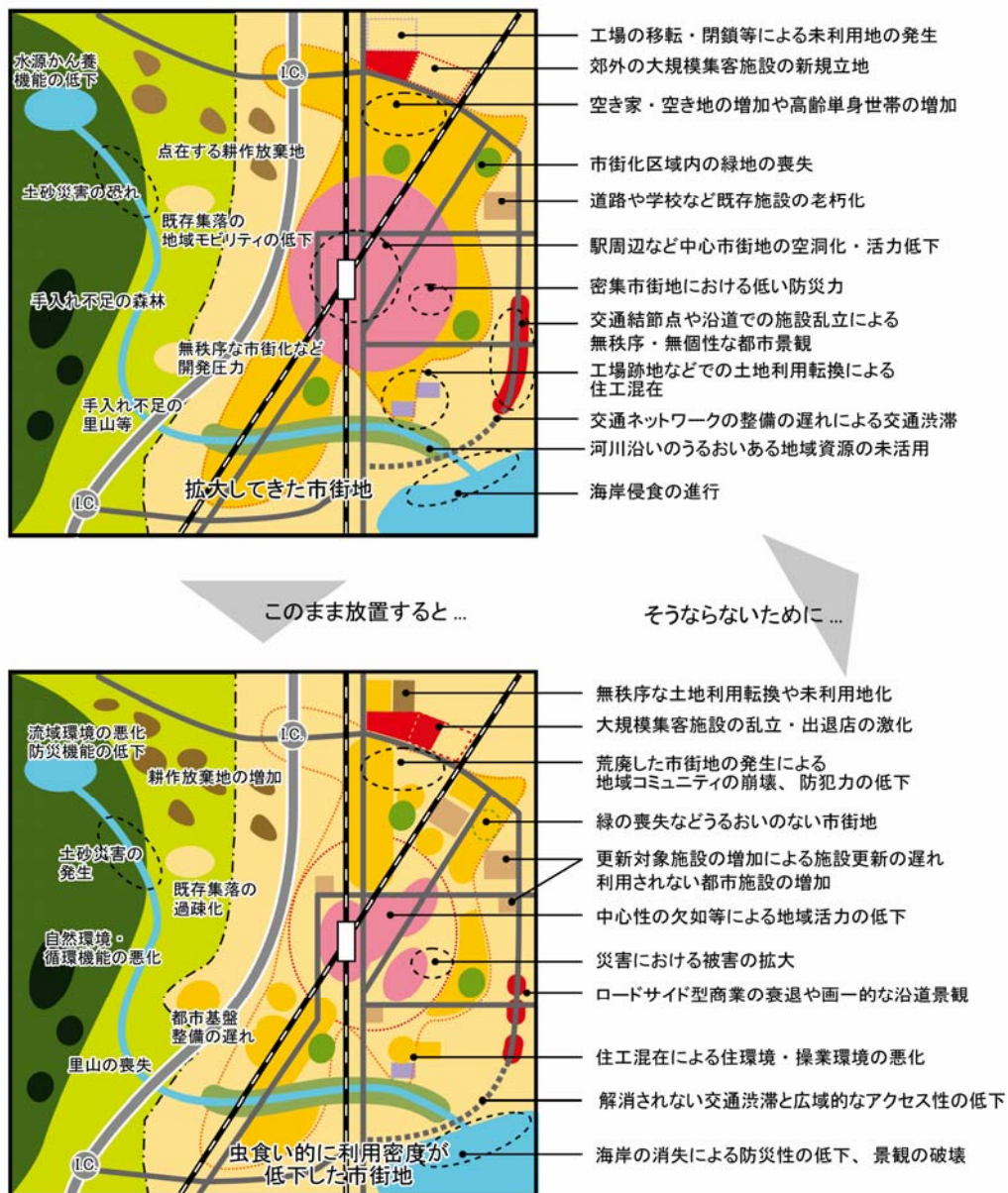
将来(2025年)を展望した県土・都市像『地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ』を実現するためには、都市づくりの各施策を総合的、計画的に展開していく必要があります。

そのため、都市の運営という観点から「環境共生」、「自立と連携」の2つの都市づくりの方向性を踏まえて、土地利用、社会資本整備、市街地整備それぞれについて、基本方針を定め施策を展開し、持続可能な県土・都市づくりを推進します。

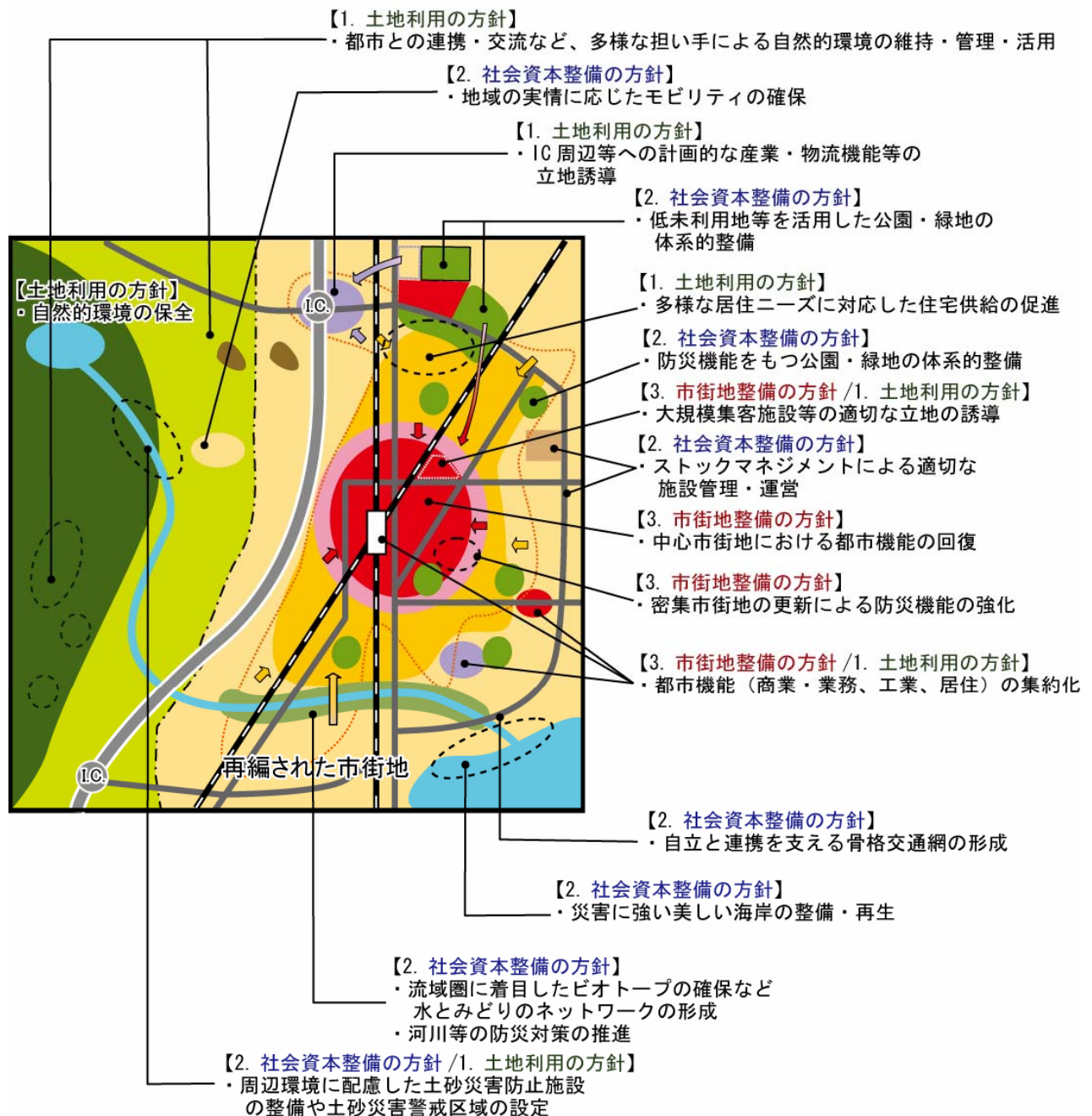
そのため、下図に示すような持続可能な都市づくりの考え方に基づき、土地利用、社会資本整備、市街地整備の各部門にまたがる一体的な取組みを進めます。

● 「持続可能な県土・都市づくりの考え方」イメージ ●

▼懸念される都市づくりの課題



▼部門別の具体的な取組みイメージ



凡例		
商業・業務系市街地	市街化区域界	都市機能の集約化のイメージ
住宅系市街地	市街化調整区域	
工業系市街地	道路	
公園・緑地等	高速道路 / I.C.	商業・業務機能の集約化
農地	鉄道 / 駅	工業機能の集約化
山・森林等	河川	居住機能の集約化
* 上記は様々な都市機能の一部をイメージとして示したものです。		

1 土地利用の方針

これからの少子高齢・人口減少社会では、これまでに形成された市街地を再編または維持していくことが都市づくりの主要な課題となります。

そのため、市街地に内在する防災や環境などの土地利用上の課題解決を図りながら、整序、抑制、促進という3つの視点を踏まえて、地域の自然的土地利用や都市基盤と整合のとれた計画的な土地利用を図っていくことが求められます。

また、県民がゆとりと選択の多様性を実感できる持続可能な県土・都市づくりを進めるうえで、長期的なビジョンのもとに事業者等との連携を図ることにより、新たな産業の創出や多様な都市のニーズに対応した都市機能の集約化を図るなど、効果的な土地利用の再編が求められています。

さらに、住民参加のもとに策定される市町村マスタープランに基づき、地域地区や地区計画*¹³等の制度を有効に活用することによって、防災、福祉、環境等の地域固有の課題にきめ細かな対応を図ることが求められます。

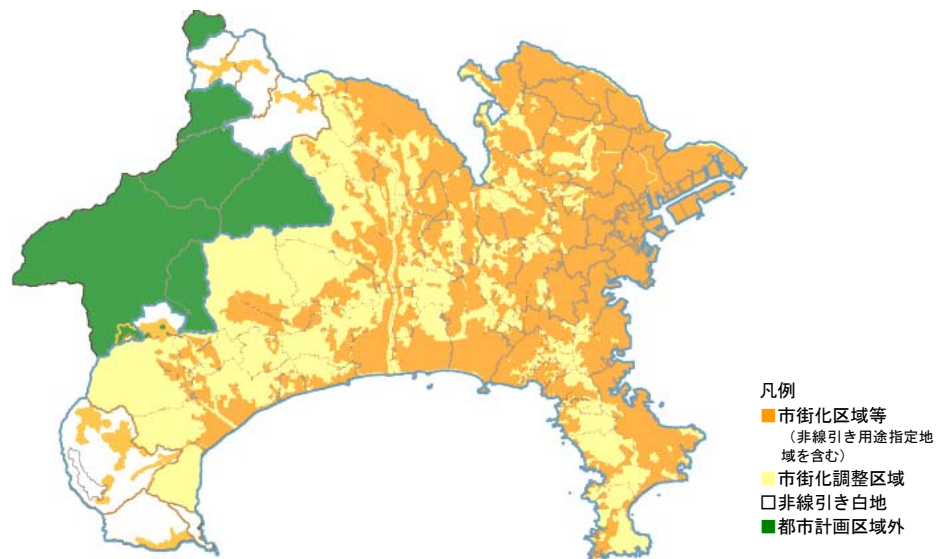
そこで、「環境共生」、「自立と連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、住民参加などを行いながら、地域の実情に応じた計画的・効果的な土地利用を進めていきます。

土地利用における施策形成の方針として、以下のようなものを定めています。

◆施策形成の方針

- 都市計画区域及び区域区分に関する方針
- 線引き*¹⁴都市計画区域に関する方針
- 非線引き都市計画区域及び都市計画区域外に関する方針
- 市街地の特性に応じた土地利用の推進
- 住民等の参加による都市づくりの推進

● 土地利用規制 ●



(平成12年度神奈川県都市計画基礎調査)

資料: 神奈川県都市計画課

*13 地区計画

都市計画法に基づき、地区レベルのまちづくりの要請に応え、住民生活に結びついた地区を単位として、建物の用途や容積率、高さ、道路、公園などの配置等について地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画。

*14 線引き

線引きは、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化を図ることを目的として市街化区域と市街化調整区域とを区分する制度(区域区分)のこと。また、既に市街化区域として指定されている区域の一部を市街化調整区域へ編入することを逆線引きという。

2 社会資本整備の方針

社会資本の整備は、情報化の進展や地球規模の環境問題の顕在化に対応して、その対象とする分野が広がっています。さらに、県民ニーズの多様化に応え、豊かさを実感できるような質の充実をめざしていかなければなりません。

一方で、人口減少・少子高齢社会を迎え、労働力人口が減少するとともに、高度経済成長期に建設された社会資本が更新時期を迎えることなどにより、新しい社会資本整備に対する投資余力の低下が見込まれます。そのため、これからの社会資本整備にあたっては、既存ストックの有効活用や施設の適正な維持管理を進めるとともに、選択と集中による計画的な社会資本整備が必要です。

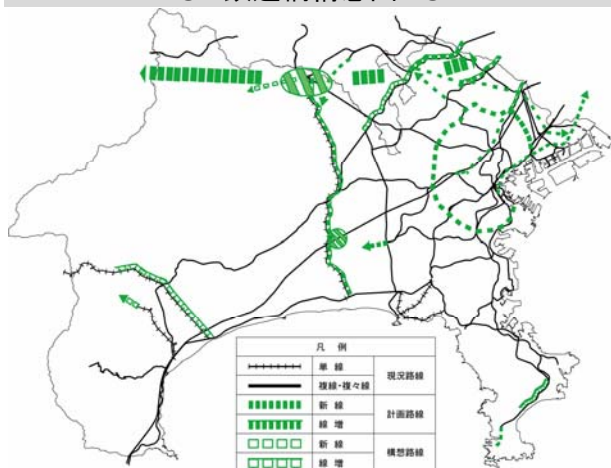
そこで「環境共生」、「自立と連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、環境に配慮するとともに、自立と連携を支える効率的・効果的な社会資本整備を推進します。

社会資本整備における施策形成の方針として、以下のようなものを定めています。

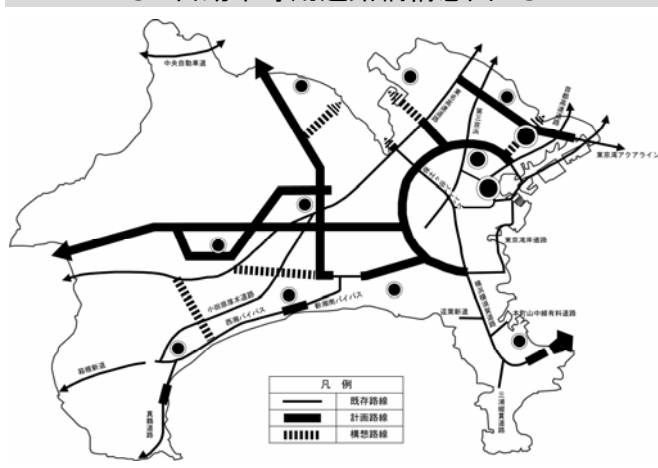
◆ 施策形成の方針

- 循環型・自然共生型の都市づくりを支える社会資本整備
- 自立と連携を支える交通・情報ネットワークの形成
- 都市の個性や魅力を高める社会資本整備
- 安全と安心を支える社会資本整備
- 民間資本や県民参加による社会資本整備

● 鉄道網構想図 ●



● 自動車専用道路網構想図 ●



注) 上記は構想図であり、具体的な路線の方向、ルート、位置等を規定するものではありません。

資料:「かながわ交通計画」

3 市街地整備の方針

神奈川の既成市街地は、高度成長期の人口増加時に形成された市街地が多く、住工が混在し、老朽化した木造住宅が密集するなど防災性の向上が課題となっています。

また、高齢化の進行や身近な犯罪への不安が高まる中、誰もが安心して住み続けられる市街地の整備や、環境問題が顕在化する中、様々な活動が営まれている既成市街地における環境負荷の低減も大きな課題となっています。

さらに、駅周辺等の中心市街地では、商業・業務機能の集積が図られてきましたが、幹線道路沿道の大規模集客施設等の立地に見られるように、モータリゼーションや情報化の進展等により生活行動や生産活動の広域化が進み、都市機能の集約化による拠点性の維持、向上や市街地周辺との適正な機能分担が課題となっています。

このような様々な課題に対応した既成市街地の再編にあたっては、市街地を形成する多くの建築活動は民間によって行われていることから、民間の果たす役割は大きく、行政はその役割を十分に受け止めるとともに、民間の投資を促す観点からも公民が協働して取組みを進めることが必要です。

そこで、「環境共生」、「自立連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、人と環境にやさしい市街地の整備、また、自立と連携を支える個性と魅力あふれる市街地の整備を、公民連携のもと推進します。

市街地整備における施策形成の方針として、以下のようなものを定めています。

施策形成の方針

既成市街地の更新による機能強化
中心市街地における都市機能の回復

都市再生緊急整備地域

